

消防団員等公務災害補償制度

この制度は、消防団員が災害現場での消防防災活動（公務）により災害を受けた場合に被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものです。

災害が発生したら

1 まず、医療機関へ

団員が公務災害を受けた場合、できるかぎり専門の医療機関（例えば、骨折・脱臼ならば整形外科、頭部外傷なら脳外科など。※あんま、はり、きゅう及びマッサージにかかる場合は、医師の同意が必要となります。）で診てもらうようにして下さい。

公務災害として認定された場合は、健康保険証を使用することができません。災害発生時は公務災害の判断が難しいため保険証を使用しても構いませんが、治療を受けた後は、すぐに消防事務担当者へ、①怪我の状況、②治療を受けた医療機関名、③保険証を使用したか否かについて連絡してください。公務災害認定後は、あなたの保険証を使わずに公務災害として補償するための手続きを行います。消防事務担当者への報告が遅れますと補償することができない場合がありますので、ご注意ください。

なお、すでに治療費等を支払った場合については、領収書を大切に保管してください。後日、必要となります。

2 市町村の消防事務担当者への連絡

消防事務担当者へ直ちに災害の発生状況や受診する医療機関などを報告し、公務災害の認定や手続きについて指示を受けて下さい。

災害現場や訓練中に受傷しても、消防事務担当者や消防団長あるいは分団長などの上司に報告せず、相当期間を経過後に報告し、公務上の傷病である旨の認定を求めた場合、消防事務担当者において十分な確証が得られず、公務上の傷病として認定されないことがあります。

このようなことにならないように、たとえ軽傷であっても、直ちに消防事務担当者や消防団長などに報告してください。

補償・福祉事業の種類と内容

1 療養が必要なとき

療養補償

負傷したり疾病にかかった場合に医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置や手術など療養に必要な費用を支給します。

2 休業して給与などの収入が得られないとき

休業補償

療養のために仕事ができなくなり、給与などの収入が得られないときは、その仕事ができない期間、一定の額（補償基礎額の 60/100 に相当する額）を支給します。

また、福祉事業として休業援護金（補償基礎額の 20/100 に相当する額）を支給します。

3 療養を開始してから 1 年 6 か月を経過しても、その傷病が治らず、定められた傷病等級に該当するとき

傷病補償年金

負傷や疾病で療養の開始後 1 年 6 ヶ月を経過しても、その傷病が治らず一定の傷病等級（第 1 級から第 3 級）に該当する場合、その傷病が継続している期間、年金を支給します。

また、福祉事業として傷病特別給付金、傷病特別支給金を支給します。

4 傷病が治った場合に、定められた障害等級に該当するとき

障害補償

負傷や疾病にかかり、その疾病が治ったときに一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じた年金（障害等級第 1 級から第 7 級）か一時金（障害等級第 8 級から第 14 級）を支給します。

また、福祉事業として障害特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金を支給します。

5 自宅で長期に療養し、介護を受けるとき

介護補償

傷病等級第 2 級以上の傷病補償年金又は障害等級第 2 級以上の障害補償年金を受給している方で常時又は随時介護を要する状態の方が介護を受けたために費用を支出した場合、一定額を支給します。

6 亡くなられたとき

遺族補償

不幸にして亡くなられた場合は、その遺族に対して年金か一時金を支給します。

また、福祉事業として遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金を支給します。

葬祭補償

遺族等で葬祭を行ったものに対して、一定額を支給します。

7 年金を受けることになった方のその他の給付

その他の給付

傷病補償年金や障害補償年金、遺族補償年金を受けている方には、次のような福祉事業の給付もあります。

- 長期家族介護者への援護金の支給
- 就労保育援護金の支給
- 奨学援護金の支給 など

自動車等損害見舞金支給事務

消防団活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合にその損害に対して見舞金を給付します。（なお、条件によって見舞金が支給されないこともあります。）

修理費の額	見舞金の額	修理費の額	見舞金の額
100,000円以上	100,000円	60,000円以上 65,000円未満	60,000円
95,000円以上 100,000円未満	95,000円	55,000円以上 60,000円未満	55,000円
90,000円以上 95,000円未満	90,000円	50,000円以上 55,000円未満	50,000円
85,000円以上 90,000円未満	85,000円	45,000円以上 50,000円未満	45,000円
80,000円以上 85,000円未満	80,000円	40,000円以上 45,000円未満	40,000円
75,000円以上 80,000円未満	75,000円	35,000円以上 40,000円未満	35,000円
70,000円以上 75,000円未満	70,000円	30,000円以上 35,000円未満	30,000円
65,000円以上 70,000円未満	65,000円		

消防団員等退職報償金制度

消防団員が5年以上在職し、消防団活動を続けて退職した場合に、その苦勞に報いるため、当組合は、その消防団員の勤続年数や階級に応じて、本人又はその遺族に対し、条例で定めるところにより退職報償金を支給します。

退職報償金の支給額は次のとおりです。「階級」については、1年以上在職した最も高い階級をもって決定され、「勤続年数」については入団してから退団するまでの勤続年数で決定されます。

退職報償金支払金額

(単位：円)

階級	勤続年数		15年以上		20年以上		25年以上	
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 30年未満	35年以上	
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000	
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000	

〈令和7年4月1日〉

消防職員等賞じゅつ金制度

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行しそのため死亡又は障害の状態となった場合に、一定の基準により算出した額を支給します。(3千万円を限度に支給)

消防団員の事故防止

健康増進を図りましょう

火災現場での消火活動は、体温、心拍数、血圧を短時間で急激に変動させるため、身体に大きな負担をかけます。また、普段働いている仕事とは環境が異なるため、精神的にも大きな負担がかかります。このような中で人間の体温、心拍数、血圧が一定の限界を超えてしまうと、病気や生命に危険を及ぼすことがあります。

このことから、日頃から運動し、体力の維持・向上に努めること、また、健康診断を毎年必ず受けるなど健康増進を図っていくことが必要です。

訓練の前にはしっかりと準備運動をしましょう

消防訓練は、危険な状況の中でも安全に任務を遂行できる能力を身につけるために欠かせないものですが、この訓練中に多くの事故が発生しています。特に、ポンプ操法訓練中の事故や体力増強として行われるソフトボール大会での負傷が多く見受けられます。急な発進、加速、方向転換、停止などによる足の捻挫や靭帯の損傷、また、急激な動作の反動による捻挫・挫傷など、思わぬ負傷を負ってしまいます。

「自分だけは大丈夫」とは考えず、しっかりと準備運動・ストレッチなどをして訓練に臨むことが大切です。

安全に気をつけましょう

活動中の事故を防ぐためには、災害に対する基本的知識を身につけることが必要です。偶発的、突発的な危険を避けるためには、危険に対する感覚を高め、団員相互の連携や意志疎通を図り、地域特性をふまえた実践的な訓練を積み重ねることが大切です。災害活動は、組織の活動でありながら、最前線において個人の行動となります。「安全行動の基本は個人にある」ことを常に意識し、行動することが大切です。

以上のことに気をつけながら、事故のない消防団活動を行いましょ。

山梨県市町村総合事務組合

山梨県甲府市蓬沢1丁目15-35

TEL 055-235-3237

<http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>